

制 度 名	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	主管課名	特別支援教育課・指導 G		
		問合せ先	029-301-5280		
目的・趣旨	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケア看護職員や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図る。				
<p>[対象団体] 市町村、特別支援学校を設置又は特別支援学級を置く学校を設置する学校法人</p> <p>[対象事業] 次に掲げる特別支援教育の推進を図るための事業  (1) 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業  (2) 医療的ケア看護職員配置事業  (3) 外部専門家派遣事業</p> <p>[補助要件等] 上記 [対象事業] に示す (1) から (3) のいずれかの事業を行っていること。</p> <p>[対象経費]  (1) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等  (2) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等  (3) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、雑役務費等</p> <p>[補助限度額等] 文部科学省が定める国庫補助限度額</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
(1) 事業主体が市町村の場合		1/3	—	2/3	—
(2) 事業主体が学校法人の場合		1/3	—	—	2/3
[令和 6 年度当初予算額] 4,200,000 千円（国予算）		[令和 6 年度補助対象団体] 令和 6 年 6 月頃決定予定			
<p>[備考]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>補助要件、対象経費等の詳細は、文部科学大臣裁定「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱」による。</li> <li>国からの直接補助。</li> </ul>					